

平成 25 年度環境物品等の調達実績の概要

環 境 省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

(1) 特定調達品目の調達状況

目標達成状況等

調達方針においては、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて 100% を調達目標としていたところ、実際に調達が行われた 160 品目中 149 品目については調達目標を達成することができた。

各特定調達品目の調達量等の詳細については、物品等の調達は別表 - 1、公共事業は別表 - 2 のとおりとなっている。

調達目標を達成できなかった場合の理由等

調達目標を達成できなかったものとしては、制服・作業服のうち自然保護官用として必要としたものについて、「再生ポリエステル繊維が裏生地を除く繊維部分全体重量比で 25% 以上使用されていること。」といった基準を充たす適合品がなかったこと等の理由によるものである。

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達品目とはされていないが、環境省独自で環境に配慮した物品を調達することとした物品については、エコマークやエコリーフといった既存の情報を活用し、文具類（ラベルライター用テープカートリッジ）について、環境負荷の少ない製品の調達を行った。

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入やバイオマス等の代替自動車燃料の利用を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、簡易な包装に努め、原則として本調達方針で定められた自動車の利用をするよう、事業者来省窓口における掲示等により働きかけた。

(4) 当該年度調達実績に関する評価

平成 25 年度の調達においては、調達方針に定めた目標を概ね達成することができた。平成 26 年度においても、グリーン購入法の趣旨を各調達主体に引き続き徹底するとともに、環境に配慮した物品等の調達に努めていくこととする。